

大阪市告示第984号

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号。以下「障害者就労支援施設条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立此花作業指導所（以下「此花作業指導所」という。）
所在地 大阪市此花区四貫島二丁目26番17号

(2) 業務の範囲

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に規定する「就労移行支援」及び同条第14項に規定する「就労継続支援」の実施に関すること
- イ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する「就労定着支援」の実施に関すること
- ウ 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- エ その他の施設の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 管理運営の基本方針

指定管理者は、利用者の安全確保や利用に支障をきたさないことに配慮し、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の管理運営を行うとともに、公

の施設であることに留意して、関係施設・機関との連携を図りながら、設置目的を達成することを基本方針とする。

イ 休館日

障害者就労支援施設条例第2条に基づき、施設の休館日は次のとおりとする。

(ア) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 供用時間

障害者就労支援施設条例第3条に基づき、施設の供用時間は午前9時から午後5時までとする。

エ 休館日・開館時間の変更

設備等の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は此花作業指導所の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

なお、施設の魅力向上や利用者へのサービスのため、開館日拡大、開館時間の延長等を実施する場合や開館時間外や休館日に指定管理者による自主事業を実施する場合等を含む。

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定の申請をする法人に必要な資格

(1) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人（以下「法人等」という。）であること。なお、複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、下記(2)及び(3)の要件に該当すること。個

人での申請はできない。

ア 障害者就労支援施設条例第12条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

キ 法人税、大阪市の法人市民税（大阪市内に納税の義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税〔東京の場合は法人都民税〕）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ク 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大

阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 欠格事項

障害者就労支援施設条例第12条各号のいずれかに該当する法人のした指定申請は無効とする。

5 指定の申請手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、障害者就労支援施設条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を、指定管理者の指定を受けるものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和7年7月15日（火曜日）から同年9月16日（火曜日）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。また、大阪市のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出

ア 提出方法

申請に必要な書類を持参すること。送付での提出を可とするが、配達までの送達記録が確認できる方法によること。

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申請書
- (イ) 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- (ウ) 指定管理者指定申請にかかる誓約書
- (エ) 法人等の概要
- (オ) 指定管理者申請団体役員名簿
- (カ) 役員の履歴書
- (キ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (ク) 法人の登記事項証明書
- (ケ) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- (コ) 事業報告書
- (サ) 法人等の事業計画書及び収支予算書
- (シ) 此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書
- (ス) 此花作業指導所の管理運営に関する収支計画書及び収支計画積算明細
- (セ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (ソ) 法人税等の申告書の写し
- (タ) 大阪市の法人市民税の納税証明書
- (チ) 障がい者雇用状況報告書の写し
- (ツ) 障がい者雇入れ計画書
- (テ) 選定結果通知用封筒一式
- (ト) 法人等の印鑑証明書

エ 提出期間

令和 7 年 8 月 28 日（木曜日）から同年 9 月 16 日（火曜日）まで。持参の場合は、上記の提出期間内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで。送付での提出は、令和 7 年 9 月

16日（火曜日）午後5時までの必着とする。

(4) 現地見学会

ア 日時

令和7年7月31日（木曜日）から同年8月1日（金曜日）の間で開催（予定）

イ 場所

大阪市立此花作業指導所

ウ 所在地

大阪市此花区四貫島二丁目26番17号

エ 参加申込

参加を希望する法人等は、募集要項添付の所定の様式により、電子メール又はファクシミリで令和7年7月28日（月曜日）午後5時までに担当（上記1に同じ）あてに申し込むこと。

7 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

(3) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）